

山口県報

令和8年
7月7日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 二
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 三
- 選管告示
不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正 三
- 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の廃止 三
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 三



山口県告示第二百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年七月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 中国四国防衛局長
住 所 広島市中区上八丁堀六番三〇号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 航空自衛隊防府北基地
所在地 防府市大字田島
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造			使用の方法	
	能 (m^3 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概要
七二	四九五	令和八、 七、二九	令和九、 五、三一	令和九、 六、一	一連	二四時間	変動なし

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常	最 大			
七二	七	五・八	三〇	三〇	一五〇
	八・六	八	三〇	一五〇	二五〇
			二五	二五	二・五
			二・五	二・五	二・五
			二・五	二・五	二・五
			四九五	四九五	四九五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	四九五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	令和八、七、二九	令和九、五、三二	令和九、六、一

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
		通 常	最 大	
し尿処理施設	処理前	七	五・八	四九五
	処理後	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
七	水素イオン濃度 (水素指数)	五・八	四九五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	三〇	四九五
八・六	浮遊物質質量 (mg/l)	一五〇	四九五
	鉍油類 (mg/l)	五	四九五
〃	窒素 (mg/l)	二五	四九五
	燐 (mg/l)	二・五	四九五

山口県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年七月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四三七号
道路の区域

区 間 大島郡周防大島町大字内入字磯脇南 一〇六六の一地先	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル) (延 メートル)長 備考
	最狭 二六・三	最狭 二二・九	最狭 二五・七	

山口県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和八年七月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名 一一般国道 四三七号	供 用 開 始 の 区 間 大島郡周防大島町大字内入字磯脇南一〇六六の一地先	供用開始の期日 令和八年七月八日
----------------------	---	---------------------



山口県選挙管理委員会告示第七十五号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

令和八年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「医療法人社団泉仁会老人保健施設豊生苑 宇部市大字木田四〇の二〇 平成 元、六、一九
 医療法人和同会老人保健施設山口幸楽苑 山口市大字黒川三三八〇 〃 〃 〃
 「医療法人和同会老人保健施設山口幸楽苑 山口市大字黒川三三八〇 平成 元、六、一九」
 に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第十号)は、廃止する。

令和八年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦



山口県公安委員会告示第二十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

令和八年七月七日

山口県公安委員会

表山口県山南警察署の部新山口駅前交番の項所管区の欄中「小郡昭和町」の下に「、小郡柳井田一丁目、小郡柳井田二丁目、小郡柳井田三丁目、小郡柳井田四丁目、小郡蔵敷、小郡中央通、小郡津市、小郡本町一丁目、小郡本町二丁目」を加える。

令和八年七月七日印刷

発行人所

山口県知事庁